

- 1P 全建総連福島とは
- 2P ゆうゆう住宅
- 3P 労働保険
- 4P 健康保険
- 5P 各種共済のご案内
- 6P 相談業務・サポート事業



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

技能を活かし、生活を守る
～全国60万人の仲間とともに～

組合事業案内

復興住宅の提供

全建総連福島は「福島県地域型復興住宅推進協議会」の一員として、「ふくしまの家復興住宅供給システムプロポーザル」に基づく復興住宅を手掛けています。



建設業に働く仲間の組合



全 建 総 連 福 島

中央建設国民健康保険組合福島県支部
全建総連福島県建設厚生協会
全建総連福島住宅センター

全建総連福島とは

全建総連福島(福島県建設労働組合連合会)は、1960年(昭和35年)に福島県の建設業従事者(中小規模事業主・労働者)が個人加入する建設組合の連合体として結成され、54年間にわたり、建設業に働く仲間を支えてきました。現在、15の建設組合が加盟し、約7,300人(福島県内建設業従事者の約8.6%)が組合員として加入しています。また、全建総連福島は、全国47都道府県の53県連・組合で組織する「全国建設労働組合総連合(全建総連)」に加盟し、全国約60万人の仲間と共に、次の事業に取り組んでいます。

- 1 大手建設資本・住宅企業及び政府・自治体に対して、「協定賃金・工事単価を適正なものにすること」及び「労働条件の改善」「震災に伴う復興政策」「公契約条例の制定」などを要求しています。(1ページ)
- 2 住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」の申請受付窓口として、これに対応した「ゆうゆう住宅」制度を取り扱っています。また、「住宅履歴情報管理サービス」をご利用いただけます。(2ページ)
- 3 労働保険事務組合の認可を受け、労災保険・雇用保険の申請受付窓口として、加入促進に努めています。また、顧問専門医のバックアップによる石綿職業病対策にも取り組んでいます。(3ページ)
- 4 建設業従事者のための国民健康保険組合及び国民年金基金など各種社会保障制度を運営し、組合員と家族の健康と生活をサポートしています。(4ページ・5ページ)
- 5 各種共済制度(県連共済・現場賠償・労災上乗せ補償・抛出型企業年金等)を運営し、万が一の時の備えをお手伝いしています。また、建設業退職金共済制度(建退共)の普及促進を図っています。(5ページ)
- 6 組合員のサポート事業として、顧問弁護士・顧問税理士による法律相談・税務相談を受け付けています。また、確定申告、建設業許可申請のアドバイスや、求人・求職事業を実施しています。(6ページ)
- 7 組合員の仕事を確保するため、「全建総連福島住宅センター」を運営し、「住宅デー」の開催、「地域型住宅施工者の会」の活動の他、「増改築相談員研修会」を開催しています。また、「木材利用ポイント」の申請窓口を設置しています。(1ページ、6ページ)

全建総連福島の加盟組合が組合員の仕事・生活をしっかりとサポートします

全建総連福島の主な取り組み(2013年度)

■福島県へ要望

福島県の住宅政策、公共工事の改善をめざし、「景気回復・地元小零細建設事業者・職人の暮らしを守るための要望書」をもとに、福島県と交渉を実施しました。

■福島労働局へ要望

「労働安全衛生対策、労災保険制度等に係る要請書」をもとに、私達の建設現場の環境改善や、除染作業における放射線管理の問題を解決するために、福島労働局と交渉を実施しました。

■「ふくしまみんなの住宅フェア」に出展

復興住宅の促進及び地元建設業者のPRを図るため、会津若松市、福島市、いわき市、郡山市で開催された「ふくしまみんなの住宅フェア」に出展しました。

■「震災復興住宅デー」による支援

関東地方の全建総連加盟組合との協力により、仮設住宅において「震災復興支援住宅デー」をいわき市、田村市、二本松市で開催し、修繕ボランティアや住宅相談、工作教室等で被災者の支援を行いました。

■中央省庁へ要請

中央省庁へ「営業損害に対する賠償金における税の減免」「放射線被曝に伴う健康対策」「住宅に対する軽減税率の適用」「公契約条例の制定」等を要請しました。



「ふくしまみんなの住宅フェア」に出展



「震災復興支援住宅デー」を開催

「ゆうゆう住宅」とは、住宅保証機構(株)が運営する住宅瑕疵担保責任保険(まもりすまい保険)に対応した高耐久・高品質な木造住宅の愛称です。全建総連福島ではこれまで約500棟のご利用をいただいております。

ポイント1 ゆうゆう住宅仕様は保険料が大幅割引!

「住宅保証機構(株)の設計施工基準」と「全建総連自主基準」を満たした設計施工であれば、保険料が割引となります。

- [全建総連自主基準とは]
- 重要な柱(すみ柱等)は12cm角以上
 - 基礎は鉄筋コンクリート造で地盤面から高さ40cm以上など

詳しくは組合にご確認下さい!



ポイント2 高品質な住宅として施主にアピール!

太い柱、丈夫な基礎、床下の防湿・換気、小屋裏の換気と木造住宅の耐久性を高める対策を標準仕様としています。



10年保証!

安心

ポイント3 組合が保険の手続きを完全サポート!

組合の窓口では住宅保証機構(株)が認定した「保険募集人」の資格取得者が対応いたします。保険契約の申込みも安心です。



保険募集人
資格取得者

■一般的な保険料の例 (中小事業者コースの場合)

※2回分の現場検査料を含んだ金額となっております
※保険料等は予告なく変更されることがあります。

(平成25年度)

住宅の床面積	保 険 料		
	一般住宅	ゆうゆう住宅	差 額
100㎡未満	62,570円	53,360円	9,210円
100㎡以上 125㎡未満	69,140円	56,990円	12,150円
125㎡以上 150㎡未満	82,370円	64,300円	18,070円
150㎡以上 180㎡未満	91,400円	69,500円	21,900円

ご利用にあたっての注意点

- まもりすまい保険をご利用いただくには、住宅保証機構(株)への「事業者届」申請が必要になります。(登録料:9,450円)
- 保険のお申込みは着工前までに手続きをしていただく必要があります。

ゆうゆう住宅写真館

検索

施工住宅をホームページで公開中!

住宅履歴情報管理サービス

メリット1 維持管理で顧客の囲い込み!(経過年数告知サービスの利用)

住宅履歴の契約は着工時又は竣工時に行い、同時に維持管理計画書を作成し、維持管理の契約も行うことが可能です。契約に基づいて1年、3年、5年、10年後も確実に点検を行うことが出来ます(点検のタイミングは業者ごとに設定可能)。また、住宅履歴登録を工務店が代行することにより、施主との信頼関係が、より強まります。

メリット2 住宅かし保険「ゆうゆう住宅」とセットで「便利でお得!」

組合で取り扱っている住宅かし保険「ゆうゆう住宅」とセットでお申し込みいただくことで、**料金が割引**となります。

住宅履歴サービス料金(1戸あたりの料金)

かし保険手数料 15,000円 +

【基本料金】① 登録料(10年間) 20,000円 +

【オプションA】② PDF変換料金 10,000円 +

【オプションB】③ アップロード料金 10,000円 =

セット料金①+②+③ **37%OFF 25,000円** (得)

※かし保険の手数料は別途

メリット3 顧客開拓・管理ツールとして有効!

新たな顧客を開拓する為のツールとしても有効。自社のOBだけでなく、改修、点検の際にも積極的に提案しましょう。また、顧客管理ツールとしても活用できます!

メリット4 安心の提供!

- 実際に施工を行い、施工物件の点検・メンテナンスを行う皆さんが受注者としての責任を持って更新管理することで、施主に「安心と信頼」を提供できます。
- 住宅履歴情報は最長30年間保管されるので、この間に「施工者が廃業又は倒産した」、「維持管理計画に基づいた点検、補修がなされていない」場合が発生した時には、住宅所有者に対して住宅に維持管理計画を引き継ぐ仕組みを組合並びに施工者の仲間で構築が可能ですので、住宅取得者に安心を提供できます。
- 維持管理を契約しますので、施主を悪徳リフォーム業者等から守ることもつながります。



メリット5 情報サービス機関(組合)が手続きをバックアップ!

- 住宅所有者が行う住宅履歴情報の蓄積・活用を支援するサービス機関の認定を全建総連が受けています。住宅所有者の依頼に基づき住宅履歴情報を適切に蓄積・活用できる仕組みを整備し、住宅所有者に替わって情報を保存・管理します。



住宅かし保険の手続きから、住宅履歴の申込、電子化サービス等含め、組合ではトータルサポートを行っています。組合員の手続きを完全バックアップ致します。

労働保険（労災保険・雇用保険）

全建総連福島では労災保険の加入・更新手続きに加え、万が一の事故の時の申請からアスベスト被災者の救済まで、サポートします。労災保険に加入していない方は、ご自分とご家族のためにも加入をお願いします。この他、雇用保険の手続きも受け付けています。

※全建総連福島は、厚生労働大臣認可の労働保険事務組合です。

■労災保険

労働者が仕事上で、負傷、病気、あるいは死亡した場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付をするものです。事業主は従業員の労働災害を補償する責任と義務があります。

労災保険の補償内容は

医療費	仕事上の傷病に関する医療費は、治るまで無料。
休業補償	仕事上の傷病で休業した場合、休業4日目から1日につき給付基礎日額の8割が支給。
傷病年金	療養開始後1年6ヶ月経過しても治癒せず、傷病等級(1~3級)に該当するとき、年金を支給。
障害補償	障害が残った場合、一時金または年金を支給。
遺族補償	死亡した場合、年金、一時金、葬祭費を支給。

取り扱っている内容は

事業所労災（一括有期労災）

事業所労災（一括有期労災）は、労働者（アルバイト・パートを含む）を年間100日以上使用し、元請工事を行っている事業所の加入が義務付けられています。ほとんどの場合、年間の請負工事額によって保険料を計算します。

一人親方・事業主特別加入労災

事業主や一人親方は事業所労災の対象にならないので、労災保険に特別加入する必要があります。事業主とその家族は自分自身のためにも労災保険に特別加入しましょう。加入手続きは組合ですぐに出来ます。

保険料（事業所）

事業の職種によって、保険料率は異なります。算出の基礎は支払った賃金総額となります。建設業の場合は元請額が算出の基礎となります。

■建築事業(35)の年間労災保険料 (平成24年4月1日 定)

年間工事元請高	年間保険料(建築事業)
100万円	2,730円
300万円	8,190円
500万円	13,650円
1,000万円	27,300円
1,500万円	40,950円
2,000万円	54,600円
3,000万円	81,900円

■特別加 年間労災保険料

(平成24年4月1日 定)

給付基礎日額	中小事業主(35)	一人親方
5,000円	23,725円	34,675円
6,000円	28,470円	41,610円
7,000円	33,215円	48,545円
8,000円	37,960円	55,480円
9,000円	42,705円	62,415円
10,000円	47,450円	69,350円
12,000円	56,940円	83,220円

※この他に事務委託手数料がかかります。

じん肺・アスベスト検診（読映）が無料。労災申請までお手伝い。組合員はこれで安心。

全建総連福島では、NPO法人 東京労働安全センター及び、ひらの亀戸ひまわり診療所との提携の下、じん肺・アスベスト被災者の救済（アスベスト読影、労災申請手続等）を行っています。症状の早期発見から労災の申請までお手伝い致します。

組合の集団健診を受診した40歳以上の組合員を対象として二次診療を実施し、胸部X線フィルムの読映や専門医の問診により、じん肺やアスベスト疾病、肺がんの発見に努めています。また、「石綿健康管理手帳」の取得や労災申請のサポートを行っています。

この他、組合員には(株)ミドリ安全の石綿対策保護具を特別価格で、あっせんしております。

じん肺による労災が認定された組合員の声
私は友人の勧めで数年前、全建総連福島に加入し、国保組合で実施している集団健診を受けました。じん肺の症状がかなり進んでいるとの診断を受けました。組合の顧問医である名取先生と組合の指導を受けて労働基準監督署へ労災保険の適用を申請しました。その結果、福島県内で初めてとなる部分休業としての労災補償の認定を受け、今回認定を受けたことで老いの身に救いの手を差し出してもらうような気持ちで感謝の心で一杯です。お世話になりました。関係各位に心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。



専門医による診察でアスベスト疾病を早期発見

健康保険(国保組合)

建設業で働く仲間のための国保組合です。1970年(昭和45年)の創立以来、44年間にわたり、組合員と家族の健康を守ってきました。

- ①建設業に従事する5人未満の個人事業所の事業主と従業員、一人親方が新規加 できます。
- ②組合員の自己負担額が一ヶ月17,500円を超えた分は払い戻し(償還払い)されます。
- ③傷病手当金(休業補償)は 院1日につき8,000円、通院1日につき最高4,000円を支給。
- ④保険料は仕事の実態と年齢による区分で算出されます。所得金額による変動はありません。

※診療内容及び年齢により、払い戻しにならない場合があります。

■給付内容(傷病手当金及び出産手当金) 院・通院それぞれ40日間を限度に支給(金額は1日あたり)

種 別		法人第1種 第1種	第2種	法人第3種 第3種	第4種	第5種	第6種
手当金額		30歳以上の事業主	30歳以上の一人親方	30歳以上の従業員	25歳～29歳	20歳～24歳	20歳未満
傷病手当金	院	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	通院	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円
出産手当金		4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円

※「県連共済※5P参照」と併せると1日12,000円～18,000円の保障!

■出産育児一時金 420,000円(1子あたり) (原則としてこの金額を限度に出産費用の請求額を 保険医療機関等に直接支払います。)

■指定保養施設利用補助 1人につき1泊3,000円を補助 (年1回、組合員本人と家族被保険者が対象) (対象宿泊施設は全国に約500ヶ所・県内に25ヶ所)

■葬祭費 本人70,000円 家族50,000円

■インフルエンザ予防接種補助 組合員・家族1人につき年度中1回、2,000円を補助します。

平成26年度月額保険料(月額保険料は(イ)+(ロ)+(ハ)になります)

■医療保険料(イ) ※家族が5人以上の場合は同額です。 ※子育てを支援するため、3歳未満児の家族保険料は免除されます。

種 別	法人第1種 第1種	第2種	法人第3種 第3種	第4種	第5種	第6種
被保険者数	30歳以上の事業主	30歳以上の一人親方	30歳以上の従業員	25歳～29歳	20歳～24歳	20歳未満
組合員のみ	17,500円	14,900円	12,500円	9,000円	7,000円	5,000円
組合員と家族1人	20,400円	17,800円	15,400円	11,900円	9,900円	7,900円
組合員と家族2人	23,300円	20,700円	18,300円	14,800円	12,800円	10,800円
組合員と家族3人	26,200円	23,600円	21,200円	17,700円	15,700円	13,700円
組合員と家族4人	29,100円	26,500円	24,100円	20,600円	18,600円	16,600円
組合員と家族5人以上	32,000円	29,400円	27,000円	23,500円	21,500円	19,500円

あなたの月額保険料を
計算してみましょう。

1.医療保険料(イ) 円

2.介護保険料(ロ) + 円

3.後期高齢者支援金分保険料(ハ) + 円

月額保険料 円

■介護保険料(ロ) (40歳～64歳に適用)

組 合 員					家 族 (1人あたり)
法人第1種 第1種	第2種	法人第3種 第3種			
3,300円	2,700円	2,300円			1,900円

■後期高齢者支援金分保険料(ハ)

組 合 員							家 族 (1人あたり)
法人第1種 第1種	第2種	法人第3種 第3種	第4種	第5種	第6種		
3,900円	3,300円	3,000円	2,100円	2,000円	1,900円	1,600円	

※家族が5人以上の場合は同額です。 ※子育てを支援するため、3歳未満児の家族保険料は免除されます。

組合の健康診断は大きな安心を保障。

!健診にかかる費用の自己負担がありません。(一部の健診機関を除く)
"職業病の早期発見につながるじん肺・アスベスト検診(40歳以上の組合員)が無料。
#労働安全衛生法の健診項目がセットされています。
\$事業所の法定福利費の節約につながります。

国保組合に加 されている方(20歳～74歳までの家族被保険者を含む)は、組合の集団健診で最大10,500円を補助。充実した健康診断を無料で受けることができます。



建設業で働く方にうれしい健診です



保健指導で楽しく体質 善

特定健診

(労働安全衛生法健診項目含む)
身体計測・腹囲・血圧・採血など

胸部レントゲン

※アスベスト読影料含む

がん検診

胃・大腸・前立腺・肝臓・すい臓・消化器系

※国保組合に加入していない組合員も、全額自己負担により受診することができます。

各種共済のご案内

■県連共済 少ない掛金で大きな保障！

■共済掛金 1ヶ月300円

■給付内容

組合員本人の傷病及び不慮の事故(労災事故・交通事故は対象外)による療養6日目以上の入院に対して、6日目から最高65日間を限度として入院給付金を支給します。

●30歳未満の組合員は **1日 10,000円**

●30歳以上の組合員は **1日 4,000円**

「県連共済」の給付金と国保組合の傷病手当金(※4P参照)を合わせると1日12,000円～18,000円の入院給付金となり、万が一のときにも安心して治療に専念できます。

※「県連共済」は組合加 と併せて加 することになります。

■建設業退職金共済(建退共)

わずかな掛金(1日310円)の積立で退職金を受け取ることができます。(1カ月は21日分=6,510円)

■退職金一覧表

掛金納付年数(日数)	退職金額
2年 (504日)	156,240円
5年 (1,260日)	408,177円
10年 (2,520日)	936,789円
15年 (3,780日)	1,548,078円
20年 (5,040日)	2,205,588円
25年 (6,300日)	2,927,547円
30年 (7,560日)	3,717,861円
35年 (8,820日)	4,610,382円
40年 (10,080日)	5,633,754円

最初(1冊目)の共済手帳には50日分の補助がついています。例えば、約40年間の掛金(約310万円)で約563万円が支給されます。運用利回りは**2.7%**。大きな保障です。

※全建総連福島は、建設業退職金共済事業本部から「任意組合」の許可を受けて必要な手続きを行っています。

■まごころ(年金共済)

公的年金に上乗せする制度

計画的な積み立てで老後のゆとりを作ることが出来ます。掛金は、一般の生命保険料控除の対象となります。

■全労済の各種共済

こくみん共済・総合医療共済・せいめい共済・火災共済・マイカー共済・自賠責共済で万全の保障。全建総連福島にご加入いただくことで、各種共済制度を活用できます。

■福島マツダ「働くクルマ」購入キャンペーン

事業用のトラック、バンや自家用車を特別価格であっせんしています。

■あんぜん共済(労災上乗せ補償制度)

最高で2,500万円を補償。後遺障害1級～14級までを補償。休業給付日額は3,000円(休業4日目以降)。業務上災害、通勤災害のほか、職業病疾病も対象となります。また、下請負人も補償対象にできます。

■パートナー(現場賠償共済)+PL保険

建築工事や、増築工事に伴って発生する賠償事故を幅広く補償。万が一事故が発生した場合の賠償資力の確保により経営の安定化が図れます。十分な補償体制により、社会的信用度の 上につながります。保険料は全額を経費とすることができます。また、オプション契約としてPL保険(生産物賠償責任保険)も用意しています。

■パートナー 保険料算出例

ベーシックプランにご加入の場合で、前年度請負金額3,000万円の場合
前年度年間請負金額 基準値 加 月数 年間保険料
 $(30(\text{百万円}) \times 1,740(\text{円})) \times 12(\text{カ月}) / 12 = 52,000\text{円}$

■PL保険 保険料算出例

大工工事の方がご加入の場合で、前年度請負金額3,000万円の場合
前年度年間請負金額 基準値 業種別倍率 加 月数 年間保険料
 $(30(\text{百万円}) \times 208(\text{円}) \times 1(\text{倍})) \times 12(\text{ヶ月}) / 12 = 6,240\text{円}$

■全国建設技能者国民年金基金

所得控除で割安な掛け金！

この制度は公的年金であるため、掛金は全額が社会保険料控除の対象になっています。月額6万8千円まで加でき、年間81万6千円(限度額)の所得控除を受けることができます。掛け捨てになりません。

年金にも税金の優遇措置！

受け取る年金も公的年金控除の対象となり、夫婦の収が国民年金と国民年金基金からの年金だけであれば、夫婦合わせて年額354万円までが非課税となります。

※全建総連福島では、全国建設技能者国民年金基金の窓口として、必要な手続きを行っています。

■アメリカンファミリー生命保険(Aflac)

(代理店: きらら保険サービス株式会社)

アメリカンファミリー生命保険のがん保険、終身医療保険などに団体割引が適用されます。

■東北自動車共済の自動車保険

法人名義や事業用の自動車も、自動車補償共済に加入することができます。

相談業務・サポート事業

■法律相談

生活や仕事の困りごとを顧問弁護士に無料で相談できます。
例(交通事故 金銭貸借 不動産問題 相続問題 詐欺商法・・・etc)

■賃金・請負代金不払い相談

賃金・請負代金の不払いにあわれた時は、一人で悩まずに組合へご相談下さい。また、労災隠しについてもご相談を受け付けています。ご相談については一切無料です。顧問弁護士との相談によりスムーズな解決を図っていきます。お気軽にご相談下さい。

●賃金不払い相談により解決した組合員の声

公共工事において、賃金の不払いに遭いました。その不払い額は約84万円にのぼるものでした。賃金の不払い代金を直接の雇い入れ先である第一次下請け業者へ請求しましたが、業者側は「元請業者が一方的に請負単価を減額してきたので、賃金も減額した。」の一点張りで一歩も譲りませんでした。一時はどうしようもないと諦めていましたが、どうしても納得できず悩んでいた時、組合で賃金不払いの相談をしていることを知り、組合に相談しました。

組合の指導のもとに、不払い金額の請求を内容証明郵便で送付しましたが、雇い入れ業者が支払う意思を見せなかったため、簡易裁判所へ「支払督促」の手続きを執りました。

その結果、2回目の調停で雇い入れ業者が42万円を支払う事で合意することができました。7ヶ月間にわたって内容証明郵便・支払督促申立書・当事者目録・準備書面の作成など、適切なアドバイスをいただき、感謝申し上げます。今後とも指導とご協力を宜しくお願いします。

■税務相談・税金自主申告相談会

- ・事業所の税金申告や、経営診断等について、顧問税理士に無料で相談できます。
- ・確定申告の前に「税金学習会」や「税金自主申告相談会」を県内各地で開催しています。所得税や消費税の計算から確定申告書の書き方まで、一人ひとりにアドバイス致します。

■建設業許可

建設業許可の新規・更新・変更申請のお手伝いを致します。書類の書き方から提出までサポート致します。

■求人・求職

組合員同士で安心して働ける職場を求める方、良い職人を求めたい工務店や各種事業主の方は、全建総連福島へお申込み下さい。

■増改築相談員研修会

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター認定「増 築相談員」の研修会を開催しています。組合員は受講料の補助制度があります。

■木材利用ポイント申請窓口

「木材利用ポイント」の申請窓口を設置しています。

■青年技能講習会・競技大会

青年層の技能者育成のため、「青年技能講習会」を開催しています。また、優秀な選手は福島県代表として「全建総連全国青年技能競技大会」に出場しています。

■メール会員登録

メールアドレスをご登録いただいた方に、講習会や建設業に関する情報をいち早く無料で提供しています。(通信料は組合員の方のご負担となります。)

■仲間づくり

若い組合員による「青年部」、組合員の奥さん及び女性組合員による「主婦の会」、高齢の方による「シニア会」で、「仲間づくりと仕事の確保」。

■地域型住宅施工者の会

会員になることで、「復興住宅の図面の提供」「学習会の受講料の割引」「福島住まいの相談イエローページの登録料が無料」「(株)ジャパンホームシールドの地盤調査料の割引」「各種情報提供」等の特典を受けることができます。2014年3月現在、約70社が加盟しています。

■住まいの相談



業種、地域ごとに組合員の事業所を検索できるホームページを運営し、仕事の受注につなげています。

福島住まいイエロー

検索

加盟組合のご案内

全建総連福島の加盟組合は福島県内に15組合あります。

組合事業、組合への加 等につきましては、お住まいの地域の組合までお気軽にお問い合わせください。
また、組合への加 をご希望の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。

福島建設ユニオン
〒960-8011 福島市宮下町11-31
TEL (024) 535-2845
FAX (024) 535-2860

飯坂建設組合
〒960-0211 福島市飯坂町湯野字暮坪前4-20
TEL (024) 542-7809
FAX (024) 542-4670

全建総連本宮
〒969-1301 安達郡大玉村大山大字六社山43
TEL (0243) 48-3545
FAX (0243) 48-2776

全建総連二本松
〒964-0906 二本松市若宮二丁目154-4
TEL (0243) 22-6800
FAX (0243) 23-0708

郡山建設組合
〒963-8878 郡山市堤下町9-13
TEL (024) 922-8051
FAX (024) 938-4155

相馬建設労働組合
〒976-0042 相馬市中村字川原町65-1
(相馬市川原町児童センター内)
TEL (0244) 36-6957
TEL (0244) 26-6822

全建総連会津
〒965-0836 会津若松市
館脇町4-14 小金井ビル1F
TEL (0242) 29-3288
FAX (0242) 23-9889

全建総連原町
〒975-0041 南相馬市原町区下太田字小原29-9
TEL (0244) 23-4753
FAX (0244) 23-5716

富久山建設組合
〒963-8071 郡山市富久山町
久保田字久保田205
TEL・FAX (024) 933-5560

双葉建設組合 (仮事務所)
〒964-0905 二本松市松岡138
TEL (0243) 22-4545
FAX (0243) 22-4547

須賀川建設組合
〒962-0031 須賀川市影沼町229
TEL・FAX (0248) 75-1669

いわきウイング建設組合
〒970-8026 いわき市平字三倉36-2
TEL (0246) 23-8807
FAX (0246) 23-8859

白河地区建築組合
〒961-0905 白河市本町13 ボケットパーク201
TEL (0248) 27-2659
FAX (0248) 27-2678

東白川建築組合
〒963-6121 東白川郡棚倉町
大字花園字鹿子山72-3
TEL (0247) 33-8926
FAX (0247) 57-5166

全建総連田村
〒963-4312 田村市船引町船引字南町通151-2
TEL (0247) 82-5560
FAX (0247) 82-0314

このマークのある組合は
木材利用ポイントの申請
窓口です。
<http://mokusai-points.jp/>

■組合の加 には資格等の条件があります。詳しくは、お近くの組合にお問い合わせください。



全建総連福島

中央建設国民健康保険組合福島県支部
全建総連福島県建設厚生協会
全建総連福島住宅センター

〒969-1302 福島県安達郡大玉村玉井字北ノ内65-1
TEL0243-68-2121 FAX0243-68-2122
E-mail kenren@kensetufukushima.gr.jp
URL <http://www.kensetufukushima.gr.jp>



ホームページもご覧ください。 **全建総連福島** 検索

→twitter,facebookでも情報を配信しています。

